

**空港機能管理規程  
(セイフティ編)  
策定基準**

平成17年9月9日制定  
国土交通省航空局

## 空港機能管理規程(セイフティ編)策定基準 改正記録表

改正番号	改正年月日	適用年月日	章	改正概要
国空管第86号 国空建第87号 国空用第126号 国空無第169号	H17.9.9	H17.9.9	全	飛行場証明制度導入に伴う「飛行場手引書(セイフティ編)ガイドライン」の制定
国空用第87号	H19.6.21	H19.7.1	5	航空情報発行手続要領の制定に伴う航空情報機関への飛行場に関する情報の通報手順の見直し
国空用第350号	H20.1.24	H20.2.14	4	「航空路誌掲載情報指針」の制定に伴う航空情報機関に通報すべき飛行場に関する情報の参考する文書の見直し
国空政第97号 国空技企第166号 国空保第631号 国空用第432号 国空技第421号	H21.3.25	H21.4.1	全	空港保安管理規程の制定制度導入に伴う飛行場灯火手引書作成ガイドラインとの統合及び名称変更
国空安保第777号	H26.3.20	H26.4.1	1~5, 7	安全基準類の名称変更及び追加
国空安保第663号	H27.3.10	H27.6.1	5	障害物管理の見直し
国空安企第125号	R2.8.7	R2.9.23	1,2, 5,7	航空法等改正に伴う「空港機能管理規程」等への名称変更、追加等
国官参航安第1239号	R6.3.29	R6.4.1	5	「空港運用業務指針」の改正に伴う空港内におけるヘリパッドの運用に関する規定の追加等
国官参航安第829号	R6.12.26	R7.1.1 R8.4.1	1,3, 5 5	「空港運用業務指針」の改正に伴う制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱いに関する規定の追加等 空港緊急時対応計画に、津波による自然災害が想定される空港での対応計画策定に関する規定の追加等
国官参航安第779号	R7.11.27	R7.12.1	1,5, 6,7	航空法施行規則第92条の改正に伴うグランドハンドリング事業者に対する指導等に関する規定の追加等 滑走路及び航空保安施設（飛行場灯火）の安全確保に関する事項を、滑走路の安全確保に関する指針に準拠して定めること等に関する規定の追加等

# 空港機能管理規程(セイフティ編)策定基準目次

## 第 1 章 概論

1 . 1	空港機能管理規程 (セイフティ編) 策定基準の策定背景	1
1 . 2	空港機能管理規程 (セイフティ編) 策定基準の目的	2
1 . 3	空港機能管理規程 (セイフティ編) の策定及び変更	3

## 第 2 章 総則

2 . 1	根拠法令等	3
2 . 2	空港の運用時間と使用の条件	4
2 . 3	空港に関する情報の周知	4
2 . 4	航空機運航状況の記録	4
2 . 5	空港の設置管理者の義務	4

## 第 3 章 空港用地の詳細

3 . 1	主要な空港施設を示す空港平面図	5
3 . 2	空港周辺の広域平面図	5
3 . 3	土地の所有権の所在を示す平面図	5
3 . 4	空港の境界を示す平面図	5

## 第 4 章 航空情報機関へ通報すべき空港に関する情報

4 . 1	一般情報	6
4 . 2	空港の規模及び関連情報	6

## 第 5 章 空港運用手順及び安全対策の詳細

5 . 1	航空情報機関への空港に関する情報の通報手順	7
5 . 2	空港制限区域への立入り	7
5 . 3	空港緊急時対応計画	8
5 . 4	消火・救難体制の整備	19
5 . 5	制限区域等の安全点検と運航制限	19
5 . 6	空港内の施設の維持管理	19
5 . 7	制限区域内における工事等作業の安全確保	20
5 . 8	エプロンの運用	20
5 . 9	エプロン等の安全管理	20
5 . 10	グランドハンドリング事業者の指導等	21
5 . 11	制限区域における車両運転の取扱い及び運転規則	22
5 . 12	野生動物と航空機の衝突の防止	22
5 . 13	障害物管理	22
5 . 14	航行不能航空機の撤去	24
5 . 15	危険物及び高圧ガスの取扱い	24
5 . 16	低視程時における安全の確保	26
5 . 17	I L S 制限区域への立入り	26
5 . 18	空港内におけるヘリパッドの運用	27
5 . 19	制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱い	27
5 . 20	飛行場情報提供業務の実施	27
5 . 21	気象観測業務の実施	28

5 . 22 滑走路の安全確保 (ヘリポートを除く。)	28
第 6 章 飛行場灯火運用手順及び安全対策の詳細	
6 . 1 用語の定義	28
6 . 2 協定等	28
6 . 3 職員の配置	29
6 . 4 管理基準	29
6 . 5 運用基準	30
6 . 6 保守基準	31
6 . 7 異常状態処理基準	32
6 . 8 飛行場灯火施設の安全確保 (ヘリポートを除く。)	32
6 . 9 添付資料、附属書の作成	33
第 7 章 安全管理システム	34

別 図1 AD CHART

別 図2 LDG CHART

別 図3 ILS 制限区域

別 添1 第4章 記入様式(ヘリポートを除く空港用)

別 添2 第4章 記入様式(ヘリポート用)

平成 17 年 9 月 9 日制定	(国空管第 86 号、国空建第 87 号、国空用第 126 号、国空無第 169 号)
平成 19 年 6 月 21 日一部改正	(国空用第 87 号)
平成 20 年 1 月 24 日一部改正	(国空用第 350 号)
平成 21 年 3 月 25 日一部改正	(国空政第 97 号、国空技企第 166 号、国空保第 631 号、国空用第 432 号、国空技第 421 号)
平成 26 年 3 月 20 日一部改正	(国空安保第 777 号)
平成 27 年 3 月 10 日一部改正	(国空安保第 663 号)
令和 2 年 8 月 7 日一部改正	(国空安企第 125 号)
令和 6 年 3 月 29 日一部改正	(国官参航安第 1239 号)
令和 6 年 12 月 26 日一部改正	(国官参航安第 829 号)
令和 7 年 11 月 27 日一部改正	(国官参航安第 779 号)

国土交通省航空局長

## 空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準

### 第 1 章 概論

#### 1. 1 空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準の策定背景

国際民間航空機関（I C A O）においては、国際民間航空条約に基づき、各締約国が遵守すべき国際標準・勧告を策定しているが、これらを記載した条約附属書のうち、飛行場関係の基準を記載した第 14 附属書が平成 13 年 11 月に改正され、飛行場証明制度の導入に関する規定が盛り込まれた。

これに伴い、各空港の設置管理者（国が管理する飛行場にあっては、飛行場の設置及び管理の監督に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）は、施設を適切かつ安全に管理・運営するため、新たな安全基準として安全管理システムの策定等を行い、当該空港における施設面、管理面及び運用面に関する情報を文書化したマニュアル（以下「空港手引書」という。）を備え付け、適切な更新により常に最新のデータを維持しなければならないこととなった。

一方、我が国においては、従来、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」

という。) 第47条第2項の規定に基づき、空港の各施設が安全に管理されているかについて定期的に検査してきたところであるが、上記第14附属書の改正を踏まえ、平成16年12月に航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。)の一部改正を行い、空港の設置管理者に対して空港手引書を作成し、各空港に備え付けることを義務付けるなど、国際民間航空条約に基づく飛行場証明制度に対応した国内法の規定の整備を行ったところである。

また、平成20年6月には、「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律」において、従来規則において策定が義務付けられていた空港手引書及び飛行場灯火手引書に替わり、空港保安管理規程の策定及び国土交通大臣への届出が法において義務付けられたところであり、平成21年4月の法改正の機会をとらえ、全ての空港において安全管理システムを導入したところである。

なお、平成26年4月からは、国際民間航空条約第19附属書第3章に従い、「航空安全プログラム」を導入し、一層の安全性の向上を図ることとした。

更に、令和2年6月の「無人航空機の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律(令和2年法律第61号)」による法改正により、法第47条第1項の「保安上の基準(空港にあっては、当該基準が基本方針)」が「空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準」(以下「機能確保基準」という。)に改められるとともに、同条第2項を第3項とし、新設の第2項で、機能確保基準が規定された。これに伴い、法第47条の2第1項において、従来の「空港保安管理規程(セイフティ編)」は、その名称を「空港機能管理規程(セイフティ編)」に改められた。

令和6年1月2日に羽田空港で発生した航空機衝突事故を踏まえた航空の安全の確保に関する措置として、令和7年6月に公布された「航空法等の一部を改正する法律(令和7年法律第55号)」による法改正により、法第47条第2項の「機能確保基準」に第3号として地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項等を新たに加え、滑走路への誤進入対策を強化したところである。

本策定基準は、空港機能管理規程(セイフティ編)作成に当たっての基準とするべく策定したものである。

## 1. 2 空港機能管理規程(セイフティ編)策定基準の目的

本策定基準は、法第47条第1項に規定する機能確保基準(規則第92条第15号及び第16号を除く。)に従って空港を管理するために設置管理者が定める

空港機能管理規程（セイフティ編）に規定すべき内容の詳細を定めることを目的とする。

### 1. 3 空港機能管理規程（セイフティ編）の策定及び変更

(1) 空港機能管理規程（セイフティ編）は、当該空港における各関係部署に諮詢って内容を討議・検討の上、当該空港の設置管理者が策定するものとし、策定後も最新の内容を維持するものとする。

(2) 空港の設置管理者は、当該空港における空港機能管理規程（セイフティ編）の策定に当たり、本基準の第2章以降に記載する事項について、当該空港の情報を文書化するものとする。

策定に当たっては、項目ごとに担当部署の名称及び電話番号が分かるようにしておくものとする。

なお、本策定基準で策定することを求めている手順等が、既存の文書（規程や要領）において明確に定められている場合は、空港機能管理規程（セイフティ編）に、当該文書の名称、文書番号及び制定年月日を明記するとともに、当該文書を添付すれば足りるものとする。

(3) 空港の設置管理者は当該空港の実態を勘案しつつ、追加的又は代替的な選択肢の検討も含め策定作業を行うものとし、追加的又は代替的な選択肢により対応しようとする場合は、提出する空港機能管理規程（セイフティ編）に追加的又は代替的な選択肢の内容と採用する理由及び当該選択肢により安全が確保できる旨の説明その他必要な資料を添付するものとする。

(4) 空港機能管理規程（セイフティ編）の仕様は次のとおりとするものとする。

- ①使用する用紙の大きさは「日本工業規格A4号」とするものとする。
- ②ページごとにページ番号及び制定・改訂年月日を付すものとする。
- ③表紙、改訂記録表、有効ページリスト及び目次を設けるものとする。

## 第2章 総則

### 2. 1 根拠法令等

空港機能管理規程（セイフティ編）作成に当たっての根拠法令（航空法等）、根拠通達（本策定基準の文書番号）、根拠条例等を記載するものとする。

## 2. 2 空港の運用時間と使用の条件

空港の運用時間を記入するとともに、その使用に関しては設置管理者への届出あるいは承認を得なければならないことと、空港使用者は原則として同じ条件及び状況で使用できる旨を記載するものとする。

## 2. 3 空港に関する情報の周知

空港に関する情報について運航者等への周知を必要とする場合には、遅滞なく航空情報機関へ通報する旨を記載するものとする。

なお、通報すべき情報については第4章及び第5章5. 1に、また、通報手順についても第5章5. 1において記載するので、ここではこれらの詳細を記載する必要はない。

## 2. 4 航空機運航状況の記録

航空機の離着陸回数等の運航状況に関し記録するシステムについて記載するものとする。システム名称の他特記すべき事項があれば併記するものとする。

## 2. 5 空港の設置管理者の義務

空港の設置管理者が果たすべき義務を記載するものとする。その具体的な内容は多岐にわたるため、それを規定する関係法令（規則第92条各項等）を記載すれば足りる。ただし、各空港において特段の事項がある場合には記載するものとする。

なお、空港の管理・運営に関する業務を第三者に委託等を行う場合には、当該委託等に係る業務及び責任の範囲を明確化するとともに、空港の設置管理者として、当該委託等を受けた者を適切に指示・監督できるよう十分な体制を確保するものとする。

## 第3章 空港用地の詳細

空港の概要を示す資料として、以下の図面を添付するものとする。

### 3. 1 主要な空港施設を示す空港平面図

AIP掲載図面（AD CHART：別図1）等を添付するものとする。

（注）上記図面には空港標点、滑走路、誘導路、エプロン、航空旅客取扱施設、航空保安無線施設、飛行場灯火、風向指示器（WDI:Wind Direction Indicator）等の位置について分かりやすく図示するものとする。

### 3. 2 空港周辺の広域平面図

AIP掲載図面（LDG CHART：別図2）等を添付するものとする。

（注）空港周辺に存在する空港施設（主として航空保安無線施設）の種類及び位置を図示するものとする。

なお、ICAOからは近隣の主要都市または主要駅からの距離についても記載することが求められているが、これについては第4章4. 1②「空港の位置」の項目で記載すれば足りる。

### 3. 3 土地の所有権の所在を示す平面図

空港の敷地について、所有権の詳細を示した平面図を添付するものとする。

（注）所有者が複数にわたる場合には、土地の境界を平面図上に示すとともに、それぞれの土地の所有者及び当該土地の権原関係（取得、占用、一時使用等）について分かるようとするものとする。

### 3. 4 空港の境界を示す平面図

空港の境界を明確に示した平面図を添付するものとする。

（注）他の平面図に空港の境界が明確に図示されている場合には、別途添付する必要はない。

## 第4章 航空情報機関へ通報すべき空港に関する情報

航空情報機関に通報すべき空港に関する情報について記載するものとする。情報の内容は以下に示すとおりとする。

なお、作成に当たっては、所定の様式（別添1又は別添2）を用いることとし、各情報（図面を含む。）及び要求される精度の詳細については、「航空路誌掲載情報指針」（平成20年1月9日付け、国空用第2163号）のとおりとする。

#### 4. 1 一般情報

- ① 空港名
- ② 空港の位置
- ③ 空港標点の地理座標
- ④ 空港の標高及びジオイド起伏
- ⑤ 滑走路末端の標高及びジオイド起伏、滑走路終端の標高、滑走路に沿った主要な高低点の標高並びに精密進入用滑走路の接地帯の最高点の標高
- ⑥ 空港参照温度
- ⑦ 飛行場灯台の詳細
- ⑧ 空港の設置管理者の名称、住所及び常時連絡可能な電話番号
- ⑨ その他関連する事項

#### 4. 2 空港の規模及び関連情報

- ① 滑走路の真方位、指示番号、長さ、幅、移設進入端の位置、勾配及び表面の種類並びに精密進入用滑走路にあっては無障害物ゾーンの存在
- ② 着陸帯及びストップウェイの長さ並びに幅並びにストップウェイの表面の種類
- ③ 誘導路の幅及び表面の種類
- ④ エプロンの表面の種類及び駐機スポット
- ⑤ クリアーウェイの長さ
- ⑥ 進入用視覚援助施設、滑走路、誘導路及びエプロンの標識並びに灯火、その他の誘導路及びエプロンの視覚援助施設並びに制御施設、駐機位置指示灯の位置及び種類並びに灯火の二次電源
- ⑦ VOR チェックポイントの位置及び無線周波数
- ⑧ 標準走行経路の位置及び表示
- ⑨ 滑走路末端の地理座標
- ⑩ 各駐機スポットの地理座標
- ⑪ 進入、離陸及び周回区域並びに空港周辺の主要障害物の地理座標及び標高（第4附属書及び第15附属書に規定される航空図の形式によることが最良。）
- ⑫ 舗装表面の種類及び舗装強度
- ⑬ エプロンに配置された一つ又は複数の高度計チェックポイントの位置及び標高
- ⑭ 公示距離（有効離陸滑走路距離（TORA）、有効離陸距離（TODA）、

有効加速停止距離（ASDA）、有効着陸距離（LDA）

⑯ 航行不能航空機の撤去計画

⑰ 消火救難業務

⑱ その他関連する事項

（注）：該当する情報に限る。

## 第5章 空港運用手順及び安全対策の詳細

### 5. 1 航空情報機関への空港に関する情報の通報手順

航空情報機関への空港に関する情報の通報の方法、通報先等を含む通報手順（航空情報の変更手順を含む。）について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たり、航空情報機関への通報手順は、「航空情報発行手続要領」（平成19年6月21日付け、国空用第92号）のとおりとする。

### 5. 2 空港制限区域への立入り

規則第92条第17号に定める区域（以下「制限区域」という。）に人、車両等がみだりに立ち入らないようにするため、以下の事項について定めるものとする。

#### （1）不法侵入防止のための設備

規則第92条第5号に規定する立入禁止区域への不法侵入を防止するための施設（立入禁止柵、ゲート、車止め等）の材質・構造等について記載するものとする。

なお、これを記載するに当たっては、「空港保安規程（空港保安管理規程（セキュリティ編）ガイドライン）」（平成16年12月27日付け、国空総第1176号・国空管第128号）から名称変更された「空港機能管理規程（セキュリティ編）ガイドライン」に準拠するものとする。

（注）「空港機能管理規程（セキュリティ編）」に記載のある場合には、改めて本編に記載する必要はないが、セキュリティ編のどの部分に記載があるかを明記しておくものとする。

#### （2）違法な無人航空機の飛行の防止に係る措置

空港利用者、空港周辺住民等に対し、空港の付帯施設に法第132条の8

5 第1項第1号の規定に基づく無人航空機の飛行の禁止、法第134条の3第1項の規定に基づく航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の禁止等、空港及びその周辺における航空機の飛行に影響を及ぼす行為を防止する旨の周知を行うものとする。

### （3）制限区域立入及び車両使用の取扱い

制限区域立入及び車両使用の制限、これを承認する場合の承認手続及び承認条件、承認証の取扱い方法等制限区域立入及び車両使用の取扱いについて詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」（平成17年9月9日付け、国空用第124号）「第2章 制限区域立入及び車両使用の取扱い」に準拠するものとする。

## 5. 3 空港緊急時対応計画

空港及びその周辺で、以下の緊急事態が発生した場合に迅速かつ適切に対処できるよう、「空港緊急時対応計画」を策定するものとする。

なお、以下の事案の発生が予想された場合若しくは現に発生した場合、又は当該状況に変化があった場合等、速やかに国土交通大臣に報告できるよう体制を構築するものとする。

- ① 航空機事故（空港内、空港外）
- ② 亂気流等によるインシデント
- ③ 航空機の爆破等
- ④ 航空機の強取
- ⑤ 航空旅客取扱施設等の火災
- ⑥ 危険物の漏洩等
- ⑦ 感染症及び集団食中毒等医療上の緊急事態
- ⑧ 法令に違反する無人航空機の飛行
- ⑨ 自然災害

「空港緊急時対応計画」には、最低限以下の事項を含み、各空港の実情に応じて定めるものとする。

また、策定に当たっては、参加するすべての機関の適正な活動確保のため、人的要因（ヒューマンファクター）に配慮するものとする。

なお、「空港緊急時対応計画」の策定に当たっては、航空保安対策に関し、概

要等を定めた「国家民間航空保安プログラム」（平成16年12月27日付け、国空総第1172号）、具体的な内容を定めた「空港機能管理規程（セキュリティ編）ガイドライン」及びそれに基づき各空港の設置管理者が定める「空港機能管理規程（セキュリティ編）」と整合性を持たせるものとする。

（注）空港機能管理規程（セキュリティ編）に記載のある場合には、改めて本編に記載する必要はないが、セキュリティ編のどの部分に記載があるかを明記しておくものとする。

⑨自然災害の策定に当たっては、「A2－BCP」ガイドライン（令和2年3月 国土交通省航空局）に基づき各空港の設置管理者が定める「A2－BCP」を策定している場合には、A2－BCPのどの部分に記載がある旨明記しておくものとする。

### 5. 3. 1 「空港緊急時対応計画」における共通事項

#### （1）緊急事態発生時における現地対策本部長

各空港において緊急事態発生時における全体的指揮・調整に責任を負う現地対策本部長となるべき人物をあらかじめ選任し、当該人物の役職名を記載しておくものとする。

また、現地対策本部長が不在の場合を考慮し、代理責任者についてもあらかじめ定めておくものとする。

#### （2）緊急時対応計画検討委員会の設置

空港の設置管理者は、緊急時対応計画の策定及び策定後の有効性を確保するため、関係者からなる委員会を設置するものとする。委員会においては、以下の事項を検討するものとする。

- ① 緊急時対応計画の策定 ※事案ごとに計画を作成
- ② 計画の見直し
- ③ 訓練実施のための調整
- ④ 訓練実施後の評価
- ⑤ その他

#### （3）関係機関の役割

※各空港の実情を考慮し、事案ごとに定めるものとする。⑨自然災害については5. 3. 5 (3) 「総合対策本部」の設置による。

- ① 空港の設置管理者が講ずべき措置
- ② 管制機関が講ずべき措置
- ③ 警察等保安機関が講ずべき措置
- ④ 消防機関が講ずべき措置
- ⑤ 医療機関が講ずべき措置
- ⑥ 航空会社が講ずべき措置
- ⑦ その他すべての機関が講ずべき措置

（4）現地対策本部及び現場指揮所の設置

※各空港の実情を考慮し、事案ごとに定めるものとする。

- ① 現地対策本部及び現場指揮所の構成
- ② 設置場所
- ③ 活動内容
- ④ 現地対策本部と現場指揮所及び関係機関との通信手段

（5）緊急事態の内容に応じた緊急連絡体制図及び通報事項

※事案ごとに定める。

- ① 連絡体制図はフローチャート方式とし、緊急事態の種類ごとに作成するものとする。
- ② 連絡順位が分かりやすく、迅速に連絡ができるものとするものとする。
- ③ 電話番号等の変更があった場合に容易に変更できる様式とするものとする。

5. 3. 2 「空港緊急時対応計画」①～⑥に係る策定事項

（1）消防、医療及び警察機関等との緊急相互援助協定の締結

5. 3. 1 (3) により定められた関係者の役割を担保するため、空港の設置管理者は、各関係機関と緊急相互援助協定を締結するものとする。協定の内容は、おおむね次の内容とするものとする。

- ① 地元自治体消防機関等との相互援助協定
  - 第1条 目的
  - 第2条 区分及び活動内容等
  - 第3条 通報要領

第4条 費用の負担  
第5条 調査に対する協力  
第6条 相互通報  
第7条 訓練  
第8条 資料の交換  
第9条 協定の細目  
第10条 協定の改廃  
附 則

② 空港内事業所等との協力協定

第1条 目的  
第2条 出動  
第3条 謝金の支給  
第4条 災害補償  
第5条 疑義等  
附 則

（2）空港内及び空港周辺のグリッドマップ

① 空港内グリッドマップ

空港内の地図を格子状のグリッド（原則 300m 間隔）で区分し、滑走路、誘導路、エプロン、空港消防所、航空旅客取扱施設、ゲート、消防水利、貯水槽、待機地点、合流地点（緊急用ゲート）、作成年月日及びその他主要施設を表示するものとする。

なお、地図の縮尺は、当該空港の規模等により決定するものとする。

② 空港周辺グリッドマップ

空港周辺の地図を格子状のグリッド（原則 500m 間隔）で区分し、幹線道路、河川、鉄道、病院（規模、専門分野を把握）、学校、消防署、警察署、県・市庁舎、作成年月日及びその他主要施設を表示するものとする。また、実際に作成する時の円の半径は約 9 km とするものとする。

なお、地図の縮尺は、当該空港の規模等により決定するものとし、グリッドの間隔は、周辺の地理状況に応じ、変更することができるものとする。

（注）作成したグリッドマップは関係機関に配布するものとする。

### （3）資機材の一覧表及びそれらの整備点検要領

- ① 消防車両等、ホース、梯子、防火衣、空気呼吸器、医療資器材等の一覧表
- ② 点検記録簿の作成
- ③ 消防車両等の整備、更新計画

### （4）業務要領の策定

緊急事態発生時において、現場における適正な措置を確保するため、あらかじめ以下の事項を含む業務要領を策定するものとする。

- 第1条 目的
- 第2条 編成
- 第3条 隊員及び責任者の選任等
- 第4条 集合
- 第5条 出動要領
- 第6条 応急措置の手順
- 第7条 行動の基準
- 第8条 隊員の標示
- 第9条 訓練
- 附 則

### （5）定期的な訓練の実施

緊急時に関係者が適切に対応できるよう、平素から定期的に以下の訓練を実施するものとする。

- ① 総合訓練（2年を超えない間隔で実施）
- ② 部分訓練（総合訓練で発見された不具合箇所の改善）
- ③ 図上訓練（年に2回実施するシミュレーション）

なお、計画の策定に当たっては、航空保安対策に関し、概要等を定めた「国家民間航空保安プログラム」（平成16年12月27日付け、国空総第11172号）、具体的な内容を定めた「空港機能管理規程（セキュリティ編）ガイドライン」及びそれに基づき各空港の設置管理者が定める「空港機能管理規程（セキュリティ編）」と整合性を持たせるものとする。

## 5. 3. 3 「空港緊急時対応計画」⑦に係る策定事項

### 5. 3 「空港緊急時対応計画」⑦感染症及び集団食中毒等医療上の緊急事態に

は、5.3.1、5.3.2の事項に加え、急速にまん延のおそれのある感染症が国内又は海外若しくは世界的規模で流行する場合に備え、以下の事項を各空港の状況に応じて定めるものとする。

(1) 被害想定

- ア. 罹患した職員の復帰に要する日数
- イ. ピーク時における職員の欠勤率

(2) 感染症対応計画

① 水際対策

- ア. 関係機関の役割分担
  - ・検疫対応（検疫実施、停留措置、感染対策）
  - ・来港者対応
  - ・在外邦人の帰国支援対応
- イ. 除外規定
  - ・上記ア. については、5.3.1、5.3.2によるほか、状況に応じ、各空港が必要と認める場合に策定するものとする。

② 空港機能確保計画

- ア. 被害想定
  - ・運航等への影響
- イ. 行動目標
  - ・継続する業務内容
- ウ. 関係機関の役割分担
  - ・継続する業務内容
  - ・航空旅客等への情報提供
  - ・感染対策及び感染者発生時の対応

③ 人員計画

- ア. 各関係機関の業務継続計画のための最低要員数

(3) 外部機関との連携

- ア. 外部機関と締結した協定等の内容

(4) 情報発信

- ア. 整理すべき内容と担当機関

## イ. 外部機関や旅客等への情報提供方法

### (5) 訓練計画

ア. 訓練内容、実施時期、頻度

イ. 訓練の企画・立案

### 5. 3. 4 「空港緊急時対応計画」⑧に係る策定事項

5. 3 「空港緊急時対応計画」⑧法令に違反する無人航空機の飛行には、以下の事項を含み、各空港の実情に応じて定めるものとする。

ただし、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）第7条第1項の規定により国土交通大臣が指定した対象空港については、本基準に加え、別に定める指針に基づき、同法第11条第4項に基づく措置並びに同条第5項において準用する同条第1項及び第2項に規定する措置を講ずるために必要な設備及び体制を整備することとする。

#### (1) 緊急連絡体制図及び通報事項

5. 3. 1 (5) ①～③に定めるもののほか、関係者への通報に必要な事項をあらかじめ定め、無人航空機の発見者から聴取を行っておくものとする。

#### (2) 法令に違反する無人航空機の飛行発生の際の対応

法令に違反する無人航空機の飛行が発生した際の対応について、あらかじめ以下の事項を定めておくものとする。

##### ① 無人航空機の情報を入手した場合の対応

※探索用位置表示図の作成含む

##### ② 無人航空機の操縦者への飛行中止要請等の実施

##### ③ 小型無人機等飛行禁止法の指定を受けた空港にあっては、セキュリティ編に準拠した命令等の措置を行うこと。

##### ④ 無人航空機が不法に飛行していることを確認した場合は、警察等保安機関へ速やかに報告すること。

##### ⑤ 航空機の離着陸の一時停止・滑走路の閉鎖等に係る措置の実施

##### ⑥ 無人航空機への措置実施後の運航再開・滑走路の閉鎖解除等に係る措置の実施

## ⑦ 関係機関への報告、プレス発表等の事後処理

### （3）定期的な訓練の実施

緊急時に関係者が適切に対応できるよう、平素から定期的に訓練を実施するものとする。

## 5. 3. 5 「空港緊急時対応計画」⑨に係る策定事項

5. 3 「空港緊急時対応計画」⑨自然災害には、以下の事項を含み、各空港の実情に応じて定めるものとする。

### （1）被害想定

- ア. 自然災害の規模
- イ. 想定される被害状況

### （2）統括的災害マネジメントに向けた目標設定

- ア. 滞留者の滞在可能時間
- イ. 民間航空機の運航が可能となる状態まで滑走路等の空港施設を復旧させるために要する時間

### （3）「総合対策本部」の設置

- ア. 「総合対策本部」（A 2－B C P ガイドラインにおける「A 2－H Q」）事務局及び設置場所
- イ. 設置基準
- ウ. 構成員（本部長不在時の代行順位含む）
- エ. 役割（実施内容、判断する事項）
- オ. 情報共有手段（通信機能喪失時も含めて、衛星電話等の通信手段を事前に調整）

### （4）基本計画（A 2－B C P ガイドラインにおける「B－P l a n」）

#### ① 滞留者対応計画

- ア. 被害想定
  - ・想定される自然災害の種類
  - ・機能が停止する設備等の内容
  - ・想定される滞留者数と想定最大滞留時間

イ. 行動目標

- ・滞留者数及び滞留者の被災状況を把握するまでの目標時間

ウ. 関係機関の役割分担

- ・航空旅客等への情報提供
- ・滞留者数の把握と滞留スペースの確保
- ・滞留者の滞在環境の確保（応急復旧時に提供する物資等の内容）
- ・関係機関への協力要請や外部機関への支援要請

エ. 津波による浸水被害が想定される空港での対応計画

- ・地上走行中の航空機の津波避難対策の策定
- ・機長の判断により実施可能な避難方法の選択肢として、「旅客ターミナルビル等への移動」、「高台への避難」、「離陸避難」があり、このうち各空港の津波浸水想定状況等を踏まえた必要な避難対策の策定

② 早期復旧計画

ア. 被害想定

- ・想定される自然災害の種類
- ・被災した施設とその状況

イ. 行動目標

- ・復旧に必要な体制の構築までの目標時間
- ・救援機や民間航空機等が運航可能となる状態まで滑走路等の空港施設を復旧させるまでの目標時間

ウ. 関係機関の役割分担

- ・基本施設、無線施設、灯火施設の復旧
- ・旅客ターミナルビル内における航空旅客動線の確保
- ・関係機関への協力要請や支援要請

（5）機能別の喪失時対応計画（A2-BCPガイドラインにおける「S-P Plan」）

① 電力供給機能

ア. 被害想定

- ・想定される自然災害の種類
- ・機能が停止する設備等の内容

イ. 行動目標

- ・電力確保の目標時間

ウ. 関係機関の役割分担

- ・関係機関への協力要請や支援要請（電力会社への早期復旧要請、可搬型発電機の搬入要請）
- ・機能喪失の原因究明（電気設備等の被害状況の確認）
- ・機能喪失時に向けた事前の備え（電気設備等に対する浸水対策や非常用電源設備等の確保）

② 通信機能

ア. 被害想定

- ・想定される自然災害の種類
- ・機能が停止する通信設備の内容（音声通信、データ通信等）

イ. 行動目標

- ・通信環境の整備に要する目標時間

ウ. 関係機関の役割分担

- ・関係機関への協力要請や支援要請（通信会社等への早期機能復旧要請、移動基地局の要請、自然災害発生時の公衆電話の設置等）
- ・滞留者の通信機能の確保

③ 上下水道機能

ア. 被害想定

- ・想定される自然災害の種類
- ・機能が停止する設備等の内容

イ. 行動目標

- ・上下水道機能の代替措置による対応の目標時間

ウ. 関係機関の役割分担

- ・関係機関への協力要請や支援要請（自衛隊や水道局等）
- ・機能喪失時に向けた事前の備え（飲料水・簡易トイレなどの備蓄品の確保、給水車の手配、上下水使用の制限、貯留水や井戸水の活用、循環型水浄化装置の確保、中水の利用及び浄化槽の設置、災害時における常設トイレの継続使用を可能とする再生可能エネルギー（電力等）の整備等）

④ 燃料供給機能

ア. 被害想定

- ・想定される自然災害の種類
- ・機能が停止する設備等の内容

イ. 行動目標

- ・燃料供給体制の維持が可能な目標時間

ウ. 関係機関の役割分担

- ・関係機関への協力要請や支援要請（自治体経由で国への支援要請等）
- ・機能喪失時に向けた事前の備え（航空機用燃料の確保、ハイドロント施設や給油施設の点検等）

⑤ 空港アクセス機能

- ア. 被害想定
  - ・想定される自然災害の種類
  - ・機能が停止する交通手段
- イ. 行動目標
  - ・代替交通手段の確保に要する目標時間
- ウ. 関係機関の役割分担
  - ・関係機関への協力要請や支援要請（空港外への避難や代替アクセス手段、道路早期啓開要請等）
  - ・滞留者等に対する情報提供

（6）当該空港の利用状況や位置づけを踏まえ必要に応じて策定する計画

① 非常時における発着調整計画

- ア. 被害想定
  - ・想定される自然災害の種類
  - ・機能が停止している施設
- イ. 行動目標
  - ・民間航空機の運航再開に要する目標時間
- ウ. 関係機関の役割分担
  - ・「総合対策本部」の運営（A2-BCPガイドラインにおける「A2-HQ」の設置及び運営）

② 貨物施設復旧計画

- ア. 被害想定
    - ・想定される自然災害の種類
    - ・被災した施設とその状況
  - イ. 行動目標
    - ・貨物施設機能の復旧までに要する目標時間
    - ・滞留貨物の空港外への搬出に要する目標時間
  - ウ. 関係機関の役割分担
    - ・貨物施設の被害状況に関する情報の収集・整理
    - ・機能喪失時に向けた事前の備え（臨時保管場所や滞留貨物の取扱いに関する調整等）
- ③ 空港管理者と運営権者の役割分担に関する協定
- ア. 想定される自然災害の種類と被災状況
  - イ. コンセッション契約に基づく空港管理者の各種権限の行使に関する手続きや手順

（7）外部機関との連携

- ア. 外部機関と締結した協定等の内容（締結者や時期等含む）

（8）情報発信

- ア. 整理すべき情報の内容とその機関
- イ. 「総合対策本部」(A2-BCPガイドラインにおける「A2-HQ」)内での情報共有手段
- ウ. 外部機関や滞留者への情報の提供方法

#### (9) 訓練計画

- ア. 訓練の内容、実施時期、頻度（例えば、止水板の設置訓練や関係機関との情報伝達訓練等）
- イ. 訓練の企画・立案主体
- ウ. 非常用電源設備等に対する日常点検の頻度

#### (10) 各施設の担当部署と技術者の配置状況

- ア. 各施設の担当機関
- イ. 職種別の内訳

### 5. 4 消火・救難体制の整備

空港の設置管理者は、空港における航空機の火災その他の事故に対処するため、各空港の規模に応じた消火救難体制を整備するとともに、あらかじめ業務要領を定めるものとする。

なお、整備に当たっては、「空港等における消火救難体制の整備基準」（平成17年9月7日付け、国空管第84号）に準拠することとし、空港機能管理規程（セイフティ編）には、上記通達の基準に従い整備している旨を明記するものとする。

### 5. 5 制限区域等の安全点検と運航制限

滑走路等の点検（制限表面に抵触する障害物の有無の点検を含む。）の方法、異常が認められた場合の措置、滑走路面状態評価等の方法と滑走路面状態評価等の結果の周知の方法等制限区域等の安全点検と運航制限について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第6章「制限区域等の安全点検と運航制限」に準拠するものとする。

### 5. 6 空港内の施設の維持管理

空港内の施設の維持管理について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港内の施設の維持管理指針」（平成2

5年9月26日付け、国空安保第352号)に準拠するものとする。

### 5. 7 制限区域内における工事等作業の安全確保

航空機移動区域周辺あるいは制限表面上に及ぶ工事や保守、除雪作業(緊急に行われるものを含む。)を安全に行うための作業計画とその実施の手順及び工事等のための制限区域への立入り等について詳細に定めるものとする。

#### (1) 制限区域内における工事等の実施

工事等の実施に関する詳細を定めるに当たっては、「制限区域内工事実施指針」(平成26年3月20日付け、国空安保第781号)、「除雪作業実施指針」(平成26年3月20日付け、国空安保第782号)に準拠するものとする。

#### (2) 制限区域内への工事関係者の立入り等

制限区域内への工事関係者の立入り、制限区域内での工事関係車両の使用及び制限区域内における車両の運転に関する詳細を定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第4章「工事等作業のための制限区域立入等の取扱い」に準拠するものとする。

### 5. 8 エプロンの運用

スポットの円滑かつ効率的な運用の方法、駐機状況の把握、気象警報を受けた場合における運航者への注意喚起、マーシャリングや車両による航空機誘導の方法、エプロン上における航空機のクリアランス等エプロンの運用の手順について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第7章「エプロンの運用」に準拠するものとする。

### 5. 9 エプロン等の安全管理

ジェットブラスト等に対する安全対策、エンジン試運転の取扱い、航空機給油作業における安全対策、制限区域において事故が発生した場合の措置等エプロン等における安全管理の手順について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第8章「エプロン等の安全管理」に準拠するものとする。

## 5. 10 グランドハンドリング事業者の指導等

空港の設置管理者は、規則第92条第17号及び第18号に基づき、制限区域における事故等を防止するため、制限区域に立ち入るグランドハンドリング事業者に対する措置等として、次の事項について定めるものとする。

なお、事故等の防止に関する指導にあっては、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）、供用規程又は空港管理条例に基づく規則等に定めるところにより行う構内営業承認その他の方法により制限区域に立ち入るグランドハンドリング事業者に対し措置を講ずるものとする。また、これらの措置を定めるに当たり、国が管理する空港の設置管理者にあっては、「構内営業承認事務等の取扱いについて」（平成16年3月31日付け、国空管第218号）に準拠するものとし、国以外の空港の設置管理者にあっては、これを参照し、所要の措置を講ずること。

### ① グランドハンドリング事業者の登録

グランドハンドリング事業者に対し、航空安全監視システム（ASICSS）に次の事業者情報を登録させること。

なお、登録された事業者情報については、常に最新の情報に更新されること。

ア 事業者名称

イ 住所

ウ 実施するグランドハンドリング業務の別表に定める種別

エ 他の空港においてグランドハンドリング業務を実施している場合はその空港名

オ その他航空安全当局が定める事項

### ② グランドハンドリング事業者の安全確保に関する措置

当該措置を定めるに当たっては、「空港運用業務指針」「第8章 制限区域内の安全管理」に準拠するものとする。

### ③ グランドハンドリング事業者に対する直接調査への協力要請等

ア 制限区域における事故や、人又は車両が運用中の滑走路や誘導路等に無許可で進入した事案等のうち、重大な事案が発生した場合に、グランドハンドリング事業者に対して行う航空安全当局の直接調査等に協力させること。

イ グランドハンドリング事業者に対し、アの直接調査やその結果に基づく是正等の措置に協力させること。

ウ 上記アの航空安全当局の行う直接調査等にかかわらず、空港の設置管

理者は、事故等の防止のために必要があると認める場合には、主体的にグランドハンドリング事業者に対して直接調査等を実施し、当該調査等についてグランドハンドリング事業者に協力させること。

④ グランドハンドリング事業者に対する事故等の防止のための協議会への参加要請

空港の設置管理者は、グランドハンドリング事業者を「空港における安全管理システムの整備基準」（平成17年9月9日付け、国空管第85号、国空用第125号）4.2(4)に規定する協議会へ参加させること。

なお、協議会における取組については、「空港における安全管理システムの整備基準」（平成17年9月9日付け、国空管第85号、国空用第125号）に準拠するものとする。

### 5. 1.1 制限区域内における車両運転の取扱い及び運転規則

制限区域内における車両運転の制限、これを許可する場合の許可手続き及び許可条件、制限区域内における運転規則等について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第3章「制限区域車両運転の取扱い及び運転規則」に準拠するものとする。

### 5. 1.2 野生動物と航空機の衝突の防止

野生動物と航空機の衝突による危険性の評価、衝突防止対策を含む衝突防止計画、衝突防止についての運航者等との協力関係等野生動物の衝突による危険性軽減のための手順について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第9章「野生動物と航空機の衝突の防止」に準拠するものとする。

### 5. 1.3 障害物管理

空港内及びその周辺における障害物の管理手順を詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、以下の基準に準拠するものとする。

#### (1) 制限表面の監視

空港の設置管理者は、平素から制限表面（進入表面、水平表面、転移表面、延長進入表面、円錐表面、外側水平表面をいう。以下同じ。）を突出する物件又はこれらに近接する物件（以下「制限表面突出物件等」という。）が無いかを監視するものとする。監視するに当たっては、目視により制限表面上に突出するクレーン、係留気球などが無いかを確認する他、制限表面の区域

及び制限高並びに制限表面を超えて設置することが承認された物件の位置及び高さを地図上に明記したものなどを参照し、承認された物件以外のもので制限表面を超えて設置されたもの（樹木については成長して制限表面を突出するもの）が無いかを簡易式測高機等で定期的に状況を把握するものとする。

また、最低5年に1回、制限表面突出物件等について測量調査を実施するものとする。

なお、測量調査の結果（制限表面の種類、当該物件の位置及び高さ並びに当該場所における制限高を示した図面及び一覧表）については航空安全当局（国土交通省航空局（地方航空局を含む。）のうち、民間航空の安全を監督する課等をいう。以下同じ）に報告するとともに航空情報機関へ通報するものとする。

上記調査により、制限表面突出物件等が確認された場合には、航空機の飛行への影響の有無を確認する必要があることから、航空安全当局に指導を仰ぐものとする。

また、制限表面を突出する物件で法第49条第1項ただし書（法第55条の2第3項及び法第56条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき承認を受けた物件以外のものについては、その所有者等（所有者その他の権原を有する者をいう。以下同じ）に対し、法第49条第2項の規定に基づき、一定の期限（例えば6ヶ月程度）を区切り、期限経過後も除去されない場合は法的措置を検討せざるを得ない旨を説明し、除去請求を行うものとする。除去請求に応じない所有者等に対しては、法第150条第2号の規定に基づき刑事手続を執る等、適当な措置を講じるものとする。

## （2）空港周辺における新たな開発の監視

空港の設置管理者は、周辺自治体に対して、制限表面制度の目的・概要を説明し、ホームページなどを通じた住民や建築確認申請予定者等に対する本制度の周知について協力依頼をするとともに、制限表面の投影面と一致する土地において、建設物その他の工作物（以下この項において「物件」という。）の新築及び改築等を行おうとする者から建築確認申請を受けた場合には、空港の設置管理者に対し、航空法の規制に抵触していないかどうかについて照会を行うよう要請するものとする。

空港の設置管理者は、当該照会を受けた場合には、速やかに当該物件が航空法の規制に抵触していないか否かを調査・確認し、結果を周辺自治体に通

知するとともに、航空法に抵触するおそれがあると認められる場合には、当該物件の新築及び改築等を行おうとする者に対し、制限表面制度の目的・概要を説明し、当該計画が航空法違反であることから、建築計画を変更するよう求めるものとする。

### (3) 制限表面を突出する物件の特例

空港の設置管理者は、物件の設置に関して制限表面に抵触するかどうかの照会を受けた場合、速やかに検証し、その結果を照会者に通知する。その結果、当該物件が制限表面（進入表面、転移表面又は延長進入表面に係るもの）を突出する計画であって、かつ、当該物件が仮設物その他の規則第92条の5に定めるものである場合、法第49条第1項ただし書の規定に基づき、航空機の運航上支障がないと認められる限りにおいて設置の承認を行うことができる。設置承認手順を定めるに当たっては、「制限表面上に出る障害物件の設置承認の事務処理基準について」（昭和43年10月31日付け、航空第393号）を参照するものとする。

## 5. 14 航行不能航空機の撤去

航行不能航空機の撤去の計画、撤去作業調整者の指名とその業務、撤去を必要とする航空機の運航者等がとるべき対応等航行不能航空機を的確に撤去するための手順について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第10章「航行不能航空機の撤去」に準拠するものとする。

## 5. 15 危険物及び高圧ガスの取扱い

空港において、危険物及び高圧ガスによる火災及び事故等の発生を防止するため、その取扱い手順について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、以下の基準に準拠するものとする。

### (1) 危険物の取扱い

#### ① 危険物貯蔵所等の設置

空港内において、危険物貯蔵所等を設置する場合には、航空旅客取扱施設、格納庫及び航空貨物取扱施設等多数の人が集まる場所から十分な距離を保つとともに、消防法（昭和23年法律第186号）で定めるところにより、危険物貯蔵所等の設置許可を受けるものとする。

また、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）又は空港管理条例等で定めるところにより、空港の設置管理者から施設設置の承認及び構内営業許可を受けるものとする。

#### ② 危険物貯蔵所等の保安・維持管理

空港内における危険物貯蔵所等については、漏洩がないように適切に管理し、消防法第12条「製造所等の維持、管理」、第14条「危険物施設保安員」、第14条の2「予防規程」、第14条の3の2「製造所等の定期点検等」及び第14条の4「自衛消防組織の設置」等に基づき維持管理を行うものとする。また、制限区域外に施設を設置する場合には、関係者以外の者がみだりに立ち入らないようにする等の措置をとるものとする。

#### ③ 危険物の貯蔵及び取扱い

空港内の危険物貯蔵所等において危険物を貯蔵し、又は取扱う場合には、漏洩及び引火の防止に最大限の注意を払うとともに、消防法第12条の7「危険物の保安に関する業務を統括管理する者」及び第13条「危険物の保安を監督する者」の基準に従い、必ず危険物取扱者免状を有する者の立会いの下で行うものとする。

なお、指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いに当たっては、消防法第10条「危険物の貯蔵・取扱いの制限等」第3項の基準によるものとし、指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いに当たっては、各都道府県の火災予防条例で定める基準によるものとする。

#### ④ 危険物の運搬

空港内において危険物を運搬する場合は、消防法第16条「危険物の運搬基準」及び第16条の2「危険物の移送」の基準によるものとし、運搬の実施に当たってはあらかじめ空港の設置管理者の許可又は承認を受けるものとする。

### （2）高圧ガスの取扱い

高圧ガスを使用する空港においては、高圧ガス保安法その他の関係法令を遵守することとし、高圧ガスの貯蔵、取扱い及び運搬等取扱いの手順について定めるものとする。

なお、空港内において高圧ガスを運搬する場合には、あらかじめ空港の設置管理者の許可又は承認を受けるものとする。

（参考）

- ・「危険物」とは、可燃性液体及び固体、腐食性液体をいう。
- ・「危険物貯蔵所等」とは、危険物貯蔵所及び危険物取扱所をいう。
- ・「危険物の取扱い」とは、給油、消費及び一時保管をいう。
- ・「消防法で定める指定数量」とは、危険物の規制に関する政令別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量をいう。

## 5. 16 低視程時における安全の確保

低視程時における制限区域での車両の運用方法、低視程時における車両による航空機の誘導方法等視程が悪化している状況での制限区域における安全を確保するための手順について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第11章「低視程時における空港の運用」に準拠するものとする。

## 5. 17 ILS制限区域への立入り

ILS制限区域に車両等がみだりに立ち入らないようにするため、ILS制限区域の設定及び管理に関する事項について定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、以下の基準に準拠するものとする。

### (1) ILS制限区域の設定

ILS制限区域は、原則として空港用地及び航空保安施設用地の範囲に限るものとする。

空港の設置管理者は、原則として別図3のとおりILS制限区域を設定するものとする。

また、ILS制限区域中に誘導路、場周道路、保安道路が存在する場合には、当該制限区域の表示又は所要の措置をとるものとする。

注1) 空港の設置管理者とILSの設置管理者が異なる場合には、ILS制限区域の設定は、ILSの設置管理者が行うものとする。

### 注2) ILS制限区域の設定の特例

上記(1)の規定にかかわらず、空港の運用効率等のため、気象状態に従ったセーフガード方式を適用する空港にあっては、高カテゴリーILS運用のためのセーフガード方式が適用されない気象状態において、

カテゴリー I ILS の制限区域の範囲を適用することができるものとする。

#### (2) ILS 制限区域の管理

空港の設置管理者は、ILS の運用に支障を来さないようにするため、空港の制限区域に立ち入ることについて空港の設置管理者の承認を受けた者に ILS 制限区域の範囲を周知し、適正な管理のため次の措置をとるものとする。

- ① 工事用車両等が ILS 制限区域に立ち入ることとなる場合、工事等の作業計画について ILS の運用に従事している者、或いは空港の設置管理者が指定した者と事前に調整を行うものとする。
- ② 車両等が ILS 制限区域に立ち入る場合には、あらかじめ ILS の運用に従事している者、或いは空港の設置管理者が指定した者に通報するものとする。ただし、空港の設置管理者が特に指示する業務の場合を除く。

#### 5. 18 空港内におけるヘリパッドの運用

空港内においてヘリパッドを運用する場合は、ヘリパッドの指定、ヘリパッドの運用に関する安全上の措置並びに航空情報等による公示及び情報の周知等について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第 12 章「空港内におけるヘリパッドの運用」に準拠するものとする。

#### 5. 19 制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱い

自動運転車両及び自動運行の制限、自動運転車両の承認手続き及び承認条件、自動運行に必要となる承認又は許可手続き及び承認条件又は許可条件等について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「空港運用業務指針」第 5 章「制限区域自動運転車両及び自動運行に関する取扱い」に準拠するものとする。

#### 5. 20 飛行場情報提供業務の実施

空港の設置管理者が、航空通信を行うための無線電話を備え、空港において離陸又は着陸を行う航空機に対し、その運航に必要な情報を提供する場合は、その管理について詳細を定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「小型機空港における航空保安体制の指導方針について」（平成 20 年 7 月 28 日付け、国空政第 8 号、国空保第 203 号）

に準拠するものとする。

### 5. 2.1 気象観測業務の実施

空港の設置管理者が、空港において離陸又は着陸を行う航空機の利用に供するための気象の観測に必要な設備を備え、気象観測を行う場合は、その管理について詳細を定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「小型機空港における航空保安体制の指導方針について」（平成20年7月28日付け、国空政第8号、国空保第203号）に準拠するものとする。

### 5. 2.2 滑走路の安全確保（ヘリポートを除く。）

滑走路誤進入・逸脱を防止するため、空港の設置管理者が講ずべき措置等及び連携体制の整備に関して必要な取組について詳細に定めるものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、「滑走路の安全確保に関する指針（令和7年国土交通省告示第1028号）」「2. 滑走路関係者が果たすべき役割及び講ずべき措置等（2）空港の設置者の取組」及び「3. 滑走路関係業務提供者の連携体制の整備（1）各空港における連携体制の整備」に準拠するものとする。

また、空港の設置管理者が5. 2.0に規定する飛行場情報提供業務を実施する場合は、同指針「2. 滑走路関係者が果たすべき役割及び講ずべき措置等（4）管制機関等の取組」に準拠するものとする。

## 第6章 飛行場灯火運用手順及び安全対策の詳細

飛行場灯火、航空障害灯、エプロン照明灯及び受配電設備（以下「飛行場灯火施設」という。）の運用手順及び安全対策の詳細について以下に示すとおりとする。

### 6. 1 用語の定義

本章に用いる用語の定義を行うものとする。

### 6. 2 協定等

飛行場灯火施設を管理するために協定及び覚書等を結ぶことができることを定めるものとする。

### 6. 3 職員の配置

飛行場灯火施設の運用及び保守を行う電気職員は、飛行場灯火施設及び電気に関する基礎的な専門知識を有する者とし、その詳細（員数、職務、勤務形態及びその他必要事項（電気主任技術者等））を定めるものとする。

（職員の配置は、CAT-Iの飛行場灯火にあっては3名、夜間着陸用灯火にあっては2名、昼間着陸用灯火にあっては1名を標準とする。）

なお、飛行場灯火施設及び電気に関する基礎的な専門知識を有する職員を所定の人数確保するため、職員に所要の研修を受講させるとともに、職場内訓練をすることにより、一定以上の技術レベルを有する職員の養成に努めるものとする。

### 6. 4 管理基準

飛行場灯火施設を維持管理するために必要な書類の作成、報告、予備品、附属書の作成及び備え付け等について定めるものとする。

#### （1）施設の管理

飛行場灯火施設の運用及び保守を確実に行うことにより、完全な状態に保持することを定めるものとする。

#### （2）施設原簿の作成

飛行場灯火施設の現況を明確にするため、作成及び備え付け（施設図面添付）並びに変更があった場合は訂正し更新することを定めるものとする。

#### （3）業務書類の備え付け等

点検記録簿、障害記録簿及び部品取替簿等の様式及び保存期間年数を定めるものとする。

#### （4）保守に関する報告

飛行場灯火月報、場外航空障害灯月報及び受配電設備月報の規格、様式及び保存期間等について定めるものとする。

#### （5）障害等の報告及び措置

障害が発生した場合の措置及び報告、連絡先の電話番号等の掲示並びに障害記録の統計の作成報告について定めるものとする。

#### (6) 航空情報の適正化

飛行場灯火施設の運用及び保守のために発出する航空情報は内容を精査し、正確な最新情報を維持することを定めるものとする。

#### (7) 予備品の備え付け

「飛行場灯火補用品補給基準」を定め、予備品の備え付け及び補給を確実に行うことを定めるものとする。

#### (8) 禁止行為の掲示

飛行場灯火施設の損傷その他これらの機能を損なう恐れのある禁止行為を、公衆の見やすいように掲示することを定めるものとする。

#### (9) 障害物の撤去

建築物、植物その他の物件により飛行場灯火施設の機能を損なうこととなる場合は、除去等必要な措置を定めるものとする。

#### (10) 施設に対する保安体制

常状態時に取るべき措置、機器の操作手順の掲示及び安全標識板の設置等を定めるものとする。

#### (11) 災害対策

災害による飛行場灯火施設の損壊を未然に防止する措置及び災害発生後の処理を迅速に行うための措置を定めるものとする。

#### (12) 職員の安全対策

電気職員等の身体生命に危険を伴う作業及び災害等について、安全性を考慮した作業手順等に関して定めるものとする。

#### (13) 職員の訓練及び研修

訓練及び研修の種類や内容等を定めるものとする。

### 6. 5 運用基準

設置及び管理している飛行場灯火施設の運用の方法及び運用停止時等のノータム事項の通報並びに障害時の処理等について定めるものとする。

#### (1) 飛行場灯火の運用

飛行場灯火の運用状態の監視、点灯方法、光度段階の記録及び保存期間、異常の場合の通報並びに各種灯火（進入灯、滑走路灯、滑走路末端灯、進入角指示灯、誘導路灯、誘導路中心線灯及び飛行場灯台等）の運用方法について定めるものとする。

#### (2) 受配電設備等の運用

受配電設備の運用方法及び異常を発見した場合の措置を定めるものとする。

#### (3) 供用の開始

新規の飛行場灯火の供用及び休止中の飛行場灯火の再開に関する報告を定めるものとする。

#### (4) 飛行場灯火施設の運用停止等

飛行場灯火施設を運用停止する場合の関係機関との調整について定めるものとする。また、ノータム事項の通報基準について定めるものとする。

#### (5) ノータム事項の通報

ノータム事項の通報に関する依頼及び報告方法を定めるものとする。

#### (6) 障害時の処理

飛行場灯火施設について障害の発生を認めた場合、予備機への切替や障害中の機器への緊急保守の実施等の措置を定めるものとする。

### 6. 6 保守基準

飛行場灯火施設の保守の方法、定期保守及び緊急保守等について定めるものとする。

#### (1) 範囲

飛行場灯火施設について、電気職員の保守範囲及び責任を定めるものとする。

#### (2) 保守の方法

飛行場灯火施設の機能を完全な状態に確保するため、日常の保守点検、関係

者との調整、諸規定の遵守及び保守に必要な測定器等の配置について定めるものとする。

(3) 定期保守の実施

チェックリストの作成、各種測定結果の記録及び定期点検の方法等を定めるものとする。

(4) 緊急保守の実施

緊急保守を実施すべき状況及び実施の方法を定めるものとする。

(5) 特別の措置

台風、地震及び大雨等時に対する処置を定めるものとする。

## 6. 7 異常状態処理基準

飛行場灯火施設に異常状態が発生した場合の処置及び連絡体制等について定めるものとする。

(1) 異常状態発生時の処置

空港の運用時間中に、飛行場灯火施設に異常状態が発生した場合において、電気職員が在勤の場合と不在の場合の処置及び連絡方法について定めるものとする。

(2) 日常の準備

電気職員以外の職員でも必要な操作が速やかに行うことできるよう、遮断器及び開閉器等の操作の手順を定めるものとする。

(3) 対外的連絡及び報告

電気主任技術者及び所定の関係機関への連絡又は報告について定めるものとする。

## 6. 8 飛行場灯火施設の安全確保（ヘリポートを除く。）

飛行場灯火施設の安全確保に関する事項について詳細に定めるものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、「滑走路の安全確保に関する指針」の「2. 滑走路関係者が果たすべき役割及び講すべき措置等（3）航空保安施設の設置者

の取組」のうち、飛行場灯火施設に関する事項に準拠するものとする。

また、他の滑走路関係業務提供者の取組について協力し、地上走行中の航空機又は車両が滑走路へ誤進入することを防止するために必要な措置を講ずること。

## 6. 9 添付資料、附属書の作成

### (1) 添付資料として備え付けるもの

#### ① 飛行場灯火の施設の概要

飛行場灯火の概要について、規則第117条に定める飛行場灯火の種類、各灯火の設置位置、灯質及び光度を記載した一覧表を作成するものとする。飛行場灯台の設置位置は、緯度・経度とする（官報公示参照）。また、灯火の配置図を添付するものとする。

飛行場灯火の二次電源について、滑走路別（運航カテゴリー）及び灯火別に最大切替時間を記載した一覧表を作成し添付すること（第14附属書参照）。

#### ② 飛行場灯火保安管理実施細則

6.4、6.5及び6.6に基づく作成書類の内容、飛行場灯火の光度段階における光度比、ノータム通報の例及び各種点検表等について定めるものとする。

#### ③ 飛行場灯火電気施設保守要領

飛行場灯火、受配電機器、CCR・CCT及び制御機器等保守に必要な詳細な事項について定めるものとする。

#### ④ 予備自家発電設備管理要領

飛行場灯火用予備自家発電設備の保守に必要な詳細な事項について定めるものとする。

#### ⑤ 台風・地震及び大雨時等の処理要領

自空港のおかれている環境条件下に必要な項目を追加（大雪等）し、定めるものとする。

#### ⑥ 飛行場灯火施設業務実施要領

飛行場灯火施設の管理・運用・保守に必要な覚書、協定、取り決め、飛行場灯火補用品補給基準及び各種測定記録簿等を取りまとめるものとする。

### (2) 附属書の作成

以下に示す附属書（要領、規程及びマニュアル等）は、飛行場灯火施設の管理・運用・保守には欠かせないものであり、作成し備え付けるものとする。ま

た、必要に応じて内容を見直し、附属書の追加等常に最新の情報としておくものとする。

① 「電気事業法に基づく保安規程」

附属書として取りまとめるものとする。

② 「飛行場灯火施設現況図」

保守・管理に必要な飛行場灯火施設の現況図を作成するものとする。また、施設の変更があった場合は、その都度改訂し常に最新のものにしておくものとする。

③ 「飛行場灯火機器保守マニュアル」

飛行場灯火用標識灯及びCCR・CCT等の特殊機材の構造、設置方法及び保守（操作）方法等を取りまとめマニュアル化するものとする。

④ 「飛行場灯火受配電施設操作・保守マニュアル」

飛行場灯火施設の受配電機器類の取扱説明書を取りまとめマニュアル化するものとする。

⑤ 「飛行場灯火監視制御装置操作・保守マニュアル」

飛行場灯火施設の監視制御装置類の取扱説明書を取りまとめマニュアル化するものとする。

⑥ 「飛行場灯火整備作業所機材操作・保守マニュアル」

整備作業所の整備機材の取扱説明書を取りまとめマニュアル化するものとする。

⑦ 工事関係書類

各空港における各種の飛行場灯火工事の完成図及び受配電設備等の機器完成図書等工事関係書類は、整理保存し備え付けておくものとする。

## 第7章 安全管理システム

安全管理システムとは、安全に対する方針及び目標を明確にし、目標達成のための管理計画を立案・実施し、その状況を監視し、必要な措置を講じていくという系統立った包括的な管理手法である。

空港の設置管理者は、空港における安全運用（空港の設置管理者が設置する飛行場灯火施設の安全運用を含む。）を確保するため、安全管理システムを整備するものとする。

なお、整備に当たっては、「空港における安全管理システムの整備基準」に準

拠することとし、空港機能管理規程（セイフティ編）には、上記通達の基準に従いどのように対応しているかを明記するものとする。

#### 附 則

飛行場灯火手引書作成ガイドライン（平成17年9月2日付、国空保第233号）は廃止する。

別表

グランドハンドリング業務の種別等

本策定基準において「グランドハンドリング業務」とは、規則第92条第17号に定める業務であって制限区域において旅客の安全な乗降の確保、航空機の地上走行の支援及び空港等内において航空機が到着してから出発するまでの間に地上で実施する作業に関する業務であって、航空機の安全かつ円滑な運航の確保を図るため航空機、旅客又は預入手荷物若しくは貨物について行う次に掲げる業務をいい、「グランドハンドリング事業者」とは、グランドハンドリング業務を実施する事業者をいう。

	業務の内容	種別
1	航空機をエプロンの所定の停止位置に誘導し、又は車両やその他の機材を用いて牽引し、若しくは押し出す業務	航空機誘導・牽引・推進業務
2	航空機の燃料タンクに航空機の燃料を充填し、又は航空機の燃料タンクから航空機の燃料を抜き取る業務	給油関係業務
3	航空機の発動機に圧縮した空気を外部から供給する業務	圧縮空気供給業務
4	航空機に付着した雪氷を除去し、又は航空機への雪氷の付着を予防するため航空機に薬剤を散布する業務	防除雪氷業務
5	空港等内の電気設備又は車両若しくはその他の機材により航空機に動力源として用いるための電気を供給する業務	電力供給業務
6	航空機内に温度が調節された空気を外部から供給する業務	冷暖房供給業務
7	機内食、飲料その他の客室内で使用する物品を航空機に積み込み、又は航空機から取り降ろす業務	機内食等物品の積込み・取降し業務
8	航空機のタンクに航空機内で使用する水を供給若しくは排水する業務又は汚水を処理に関する業務	給排水・汚水処理業務
9	航空機の機体を洗浄する業務	機体洗浄業務
10	航空機の航行に伴い生ずる廃棄物を航空機から取り降ろし、又は航空機内を清掃する業務	機内清掃業務
11	航空旅客取扱施設において航空機の搭乗券の発行その他の搭乗のための役務を提供する業務	旅客搭乗手続業務
12	航空旅客取扱施設と航空機との間で旅客を輸送する業務	旅客輸送業務
13	旅客搭乗橋又は旅客搭乗車の航空機への接続その他の旅客の航空機への搭乗又は航空機からの降機を支援する業務（保安検査を除く。）	旅客誘導業務
14	預入手荷物又は貨物について、旅客、荷主又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から受け取り、若しくは旅客等に引き渡す業務	手荷物・貨物等取扱業務
15	航空旅客取扱施設又は航空貨物取扱施設と航空機との間で手荷物又は貨物を運搬し、航空機に積み込み、又は航空機から取り降ろす業務	貨物等運搬・搭降載業務
16	積載物の重量、重心位置、重量分布の算出・決定及び搭載計画の指示並びに関係者への通知等に関する業務	重量重心管理業務
17	前各号のほか、航空機の安全かつ円滑な運航の確保を図るために、空港において旅客、手荷物、貨物又は航空機について地上で行う業務	その他業務